

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題

申請者名（法人名）

受験者の氏名

（※注意事項）

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、一部省略している場合があります。なお、質問の対象範囲は文末の法令とします。

I. 次の問題1から15の文章で正しいものには○を、誤っているものには×を（ ）内に記入しなさい。

問題1（統括安全衛生責任者）

事業者で、一の場合において行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせているもの（当該事業の仕事の一部を請け負わせる契約が二以上あるため、その者が二以上あることとなるときは、当該請負契約のうちの最も先次の請負契約における注文者とする。以下「元方事業者」という。）のうち、建設業その他政令で定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行う者（以下「特定元方事業者」という。）は、その労働者及びその請負人（元方事業者の当該事業の仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。以下「関係請負人」という。）の労働者が当該場所において作業を行うときは、これらの労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、統括安全衛生責任者を選任し、その者に元方安全衛生管理者の指揮をさせるとともに、第三十条第一項各号の事項を統括管理させなければならない。ただし、これらの労働者の数が政令で定める数未満であるときは、この限りでない。

（労働安全衛生法）

（ ）

問題2（運行指示書による指示等）

一般貨物自動車運送事業者等は、運行指示書及びその写しを運行の終了の日から3年間保存しなければならない。

（貨物自動車運送事業輸送安全規則）

（ ）

問題 3（書面の交付等）

親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を記載した書面を公正取引員会に提出しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとし、この場合には、親事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面を公正取引員会に提出しなければならない。

（下請代金支払遅延等防止法）

（ ）

問題 4（報告書の提出）

旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く。以下同じ。）、特定第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送者並びに道路運送車両法第五十条に規定する整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者（以下「事業者等」という。）は、その使用する自動車（自家用自動車（自家用有償旅客運送の用に供するものを除く。）にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）について前条各号の事故があつた場合には、当該事故があつた日（前条第十号に掲げる事故にあつては事業者等が当該救護義務違反があつたことを知つた日、同条第十五号に掲げる事故にあつては当該指示があつた日）から三十日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書（別記様式による。以下「報告書」という。）三通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長（以下「運輸監理部長又は運輸支局長」という。）を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

（自動車事故報告規則）

（ ）

問題 5（有償貸渡し）

自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない。ただし、その借受人が当該自家用自動車の使用者である場合は、この限りでない。

（道路運送法）

（ ）

問題 6 (運行管理者)

一般貨物自動車運送事業者は、運行管理者を選任するときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(貨物自動車運送事業法)

()

問題 7 (過積載車両の運転の要求等の禁止)

第七十五条第一項に規定する使用者等以外の者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 車両の運転者に対し、過積載をして車両を運転することを要求すること。
- 二 車両の運転者に対し、当該車両への積載が過積載となるとの情を知りながら、第五十七条第一項の制限に係る重量を超える積載物を当該車両に積載をさせるため売り渡し、又は当該積載物を引き渡すこと。

(道路交通法)

()

問題 8 (運送約款)

一般貨物自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。但し、一般貨物自動車運送事業者が、国土交通大臣が定めて公示した標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その運送約款については認可を受けたものとみなす。

(貨物自動車運送事業法)

()

問題 9 (時間外、休日及び深夜の割増賃金)

使用者が、第三十三条又は前条第一項の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の二割五分以上五割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が一箇月について八十時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の五割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

(労働基準法)

()

問題 10 (運行管理者等の選任)

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車（被けん引自動車を除く。以下この項において同じ。）の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を三十で除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に一を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、五両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認めるものについては、この限りでない。

（貨物自動車運送事業輸送安全規則）

()

問題 11 (自動車に関する表示)

自動車（軽自動車たる自家用自動車、乗車定員10人以下の乗用の自家用自動車、特殊自動車たる自家用自動車その他国土交通省令で定めるものを除く。）を使用する者は、その自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号を見やすいように表示しなければならない。

（道路運送法）

()

問題 12 (事業計画)

一般貨物自動車運送事業者は、国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしようとするときは、あらかじめその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。

（貨物自動車運送事業法）

()

問題 13 (作成の手続)

使用者は、就業規則の作成又は変更について、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聴取するように努めなければならない。

（労働基準法）

()

問題 1 4 (事業計画の変更の認可の申請又は届出に関する手続の省略)

輸送の安全に関する業務の管理の委託及び受託の許可又は一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受け、一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併、分割若しくは相続による一般貨物自動車運送事業の継続の認可を申請しようとする一般貨物自動車運送事業者は、これらの事由に伴って事業計画を変更しようとするときは、当該許可又は認可の申請書に事業計画について変更しようとする事項を記載した書類（新旧の対照を明示すること。）及び第三条に掲げる書類のうち事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付することにより、当該事業計画の変更の認可の申請又は届出に関する手続を省略することができる。

(貨物自動車運送事業法施行規則)

()

問題 1 5 (定期点検整備)

自動車（小型特殊自動車を除く。以下この項、次条第一項及び第五十四条第四項において同じ。）の所有者は、次の各号に掲げる自動車について、それぞれ当該各号に掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

(道路運送車両法)

()

問題 1 6 (点検等のための施設)

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、事業用自動車の点検及び修理のための施設を設けなければならない。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

()

問題 1 7 (運賃及び料金の届出)

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更後三十日以内に、運賃料金設定（変更）届出書を、所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

(貨物自動車運送事業報告規則)

()

Ⅱ. 次の問題 18 から 22 の文章の指示に従って、質問に答えなさい。

問題 18

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律における「不公正な取引方法」の行為で、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定する行為で誤っているものをア～カより 1 つ選び、() 内に記入しなさい。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)

ア. 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害し、又は当該事業者が会社である場合において、その会社の株主若しくは役員をその会社の不利益となる行為をするように、不当に誘引し、唆し、若しくは強制すること。

イ. 不当に他の事業者を差別的に取り扱うこと。

ウ. 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもつて取引すること。

エ. 低廉な対価をもって取引すること。

オ. 不当に競争者の顧客を自己と取引するように誘引し、又は強制すること。

カ. 自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること。

()

問題 19 (事業計画の変更の認可の申請)

一般貨物自動車運送事業者は、事業計画の変更をしようとするときは、貨物自動車運送事業法施行規則で定める届出事項を除き、認可が必要となります。次の中で認可事項に該当するものに○を、届出事項(軽微な事項等)に該当するものに×を付けなさい。

(貨物自動車運送事業法、貨物自動車運送事業法施行規則)

ア. 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数の変更 ()

イ. 主たる事務所の名称及び位置の変更 ()

ウ. 営業所又は荷扱所の名称の変更 ()

エ. 休憩又は睡眠施設のための施設の位置及び収容能力の変更 ()

問題 20 (届出)

次の届出のうち誤っているものを1つ選びなさい。

(貨物自動車運送事業法施行規則、貨物自動車運送事業報告規則)

ア. 休止していた一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を再開した場合は、当該休止の届出を受理した運輸監理部長または運輸支局長に提出しなければならない。

イ. 一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者たる法人であって、役員又は社員を変更しようとするときは、あらかじめ当該事業の許可をした国土交通大臣又は地方運輸局長に届け出なければならない。

ウ. 一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の運輸を開始した場合は、当該事業の許可をした国土交通大臣又は地方運輸局長に届け出なければならない。

()

問題 21 (貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

次の①～⑤について、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間、休息期間及び運転時間として定められているもののうち、正しいものには○を、誤っているものには×を()内に記入しなさい。

(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準)

①勤務終了後、継続6時間以上の休息期間を与えること。 ()

②運転時間は、2日を平均し1日当たり9時間、2週間を平均し1週間当たり44時間を超えないものとする。 ()

③連続運転時間は、5時間を超えないものとする。 ()

④1日についての拘束時間は、14時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても最大拘束時間は、16時間とする。 ()

⑤労使協定を締結しない場合の拘束時間は、1箇月について320時間を超えないものとする。 ()

問題 2 2 (事業報告書及び事業実績報告書)

貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く。）は、貨物自動車運送事業報告規則に定める報告書を、提出時期に提出しなければならないことになっています。次の①と②の報告書の報告期間及び提出時期をア～カの中から選び記入しなさい。

(貨物自動車運送事業報告規則)

①事業報告書 ()

②事業実績報告書 ()

ア. 毎事業年度に係るものを当該事業年度の経過後 1 0 0 日以内

イ. 前年 1 0 月 1 日から 9 月 3 0 日までの期間に係るものを毎年 1 2 月 3 1 日まで

ウ. 毎事業年度に係るものを当該事業年度の経過後毎年 5 月 3 1 日まで

エ. 前年 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までの期間に係るものを毎年 5 月 3 1 日まで

オ. 前年 4 月 1 日から 3 月 3 1 日までの期間に係るものを毎年 7 月 1 0 日まで

カ. 毎事業年度に係るものを当該事業年度の経過後 1 2 0 日以内

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題

申請者名（法人名）

受験者の氏名

（※注意事項）

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、一部省略している場合があります。なお、質問の対象範囲は文末の法令とします。

I. 次の問題1から15の文章で正しいものには○を、誤っているものには×を（ ）内に記入しなさい。

問題1（統括安全衛生責任者）

事業者で、一の場所において行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせているもの（当該事業の仕事の一部を請け負わせる契約が二以上あるため、その者が二以上あることとなるときは、当該請負契約のうちの最も先次の請負契約における注文者とする。以下「元方事業者」という。）のうち、建設業その他政令で定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行う者（以下「特定元方事業者」という。）は、その労働者及びその請負人（元方事業者の当該事業の仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。以下「関係請負人」という。）の労働者が当該場所において作業を行うときは、これらの労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、統括安全衛生責任者を選任し、その者に元方安全衛生管理者の指揮をさせるとともに、第三十条第一項各号の事項を統括管理させなければならない。ただし、これらの労働者の数が政令で定める数未満であるときは、この限りでない。

（労働安全衛生法第15条）

（ ○ ）

問題2（運行指示書による指示等）

一般貨物自動車運送事業者等は、運行指示書及びその写しを運行の終了の日から3年間保存しなければならない。

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の三）

（ × ）

問題 3（書面の交付等）

親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を記載した書面を公正取引員会に提出しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとし、この場合には、親事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面を公正取引員会に提出しなければならない。

（下請代金支払遅延等防止法第 3 条第 1 項）

（ × ）

問題 4（報告書の提出）

旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く。以下同じ。）、特定第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送者並びに道路運送車両法第五十条に規定する整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者（以下「事業者等」という。）は、その使用する自動車（自家用自動車（自家用有償旅客運送の用に供するものを除く。）にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）について前条各号の事故があつた場合には、当該事故があつた日（前条第十号に掲げる事故にあつては事業者等が当該救護義務違反があつたことを知つた日、同条第十五号に掲げる事故にあつては当該指示があつた日）から三十日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書（別記様式による。以下「報告書」という。）三通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長（以下「運輸監理部長又は運輸支局長」という。）を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

（自動車事故報告規則第 3 条）

（ ○ ）

問題 5（有償貸渡し）

自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない。ただし、その借受人が当該自家用自動車の使用者である場合は、この限りでない。

（道路運送法第 80 条第 1 項）

（ ○ ）

問題 6 (運行管理者)

一般貨物自動車運送事業者は、運行管理者を選任するときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(貨物自動車運送事業法第 18 条第 3 項)

(×)

問題 7 (過積載車両の運転の要求等の禁止)

第七十五条第一項に規定する使用者等以外の者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 車両の運転者に対し、過積載をして車両を運転することを要求すること。
- 二 車両の運転者に対し、当該車両への積載が過積載となるとの情を知りながら、第五十七条第一項の制限に係る重量を超える積載物を当該車両に積載をさせるため売り渡し、又は当該積載物を引き渡すこと。

(道路交通法第 58 条の五)

(○)

問題 8 (運送約款)

一般貨物自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。但し、一般貨物自動車運送事業者が、国土交通大臣が定めて公示した標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その運送約款については認可を受けたものとみなす。

(貨物自動車運送事業法第 10 条第三項)

(○)

問題 9 (時間外、休日及び深夜の割増賃金)

使用者が、第三十三条又は前条第一項の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の二割五分以上五割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が一箇月について八十時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の五割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

(労働基準法第 37 条)

(×)

問題 10 (運行管理者等の選任)

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車（被けん引自動車を除く。以下この項において同じ。）の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を三十で除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に一を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、五両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であつて、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認めるものについては、この限りでない。

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条）

（ ○ ）

問題 11 (自動車に関する表示)

自動車（軽自動車たる自家用自動車、乗車定員10人以下の乗用の自家用自動車、特殊自動車たる自家用自動車その他国土交通省令で定めるものを除く。）を使用する者は、その自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号を見やすいように表示しなければならない。

（道路運送法第95条）

（ ○ ）

問題 12 (事業計画)

一般貨物自動車運送事業者は、国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしようとするときは、あらかじめその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。

（貨物自動車運送事業法第9条第3項）

（ × ）

問題 13 (作成の手續)

使用者は、就業規則の作成又は変更について、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聴取するように努めなければならない。

（労働基準法第90条）

（ × ）

問題 1 4 (事業計画の変更の認可の申請又は届出に関する手続の省略)

輸送の安全に関する業務の管理の委託及び受託の許可又は一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受け、一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併、分割若しくは相続による一般貨物自動車運送事業の継続の認可を申請しようとする一般貨物自動車運送事業者は、これらの事由に伴って事業計画を変更しようとするときは、当該許可又は認可の申請書に事業計画について変更しようとする事項を記載した書類（新旧の対照を明示すること。）及び第三条に掲げる書類のうち事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付することにより、当該事業計画の変更の認可の申請又は届出に関する手続を省略することができる。

(貨物自動車運送事業法施行規則第 8 条)

(○)

問題 1 5 (定期点検整備)

自動車（小型特殊自動車を除く。以下この項、次条第一項及び第五十四条第四項において同じ。）の所有者は、次の各号に掲げる自動車について、それぞれ当該各号に掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

(道路運送車両法第 4 8 条)

(×)

問題 1 6 (点検等のための施設)

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、事業用自動車の点検及び修理のための施設を設けなければならない。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 1 4 条)

(×)

問題 1 7 (運賃及び料金の届出)

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更後三十日以内に、運賃料金設定（変更）届出書を、所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

(貨物自動車運送事業報告規則第 2 条の二)

(○)

Ⅱ. 次の問題 18 から 22 の文章の指示に従って、質問に答えなさい。

問題 18

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律における「不公正な取引方法」の行為で、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定する行為で誤っているものをア～カより 1 つ選び、() 内に記入しなさい。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 2 条)

ア. 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害し、又は当該事業者が会社である場合において、その会社の株主若しくは役員をその会社の不利益となる行為をするように、不当に誘引し、唆し、若しくは強制すること。

イ. 不当に他の事業者を差別的に取り扱うこと。

ウ. 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもつて取引すること。

エ. 低廉な対価をもって取引すること。

オ. 不当に競争者の顧客を自己と取引するように誘引し、又は強制すること。

カ. 自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること。

(エ)

問題 19 (事業計画の変更の認可の申請)

一般貨物自動車運送事業者は、事業計画の変更をしようとするときは、貨物自動車運送事業法施行規則で定める届出事項を除き、認可が必要となります。次の中で認可事項に該当するものに○を、届出事項(軽微な事項等)に該当するものに×を付けなさい。

(貨物自動車運送事業法第 9 条、貨物自動車運送事業法施行規則第 5 条、第 6 条、第 7 条)

ア. 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数の変更 (×)

イ. 主たる事務所の名称及び位置の変更 (×)

ウ. 営業所又は荷扱所の名称の変更 (×)

エ. 休憩又は睡眠施設のための施設の位置及び収容能力の変更 (○)

問題 20 (届出)

次の届出のうち誤っているものを1つ選びなさい。

(貨物自動車運送事業法施行規則、貨物自動車運送事業報告規則)

ア. 休止していた一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を再開した場合は、当該休止の届出を受理した運輸監理部長または運輸支局長に提出しなければならない。

イ. 一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者たる法人であつて、役員又は社員を変更しようとするときは、あらかじめ当該事業の許可をした国土交通大臣又は地方運輸局長に届け出なければならない。

ウ. 一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の運輸を開始した場合は、当該事業の許可をした国土交通大臣又は地方運輸局長に届け出なければならない。

(イ)

問題 21 (貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

次の①～⑤について、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間、休息期間及び運転時間として定められているもののうち、正しいものには○を、誤っているものには×を()内に記入しなさい。

(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準)

①勤務終了後、継続6時間以上の休息期間を与えること。

(×)

②運転時間は、2日を平均し1日当たり9時間、2週間を平均し1週間当たり44時間を超えないものとする。

(○)

③連続運転時間は、5時間を超えないものとする。

(×)

④1日についての拘束時間は、14時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても最大拘束時間は、16時間とすること。

(×)

⑤労使協定を締結しない場合の拘束時間は、1箇月について320時間を超えないものとする。

(×)

問題 2 2 (事業報告書及び事業実績報告書)

貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く。）は、貨物自動車運送事業報告規則に定める報告書を、提出時期に提出しなければならないことになっています。次の①と②の報告書の報告期間及び提出時期をア～カの中から選び記入しなさい。

(貨物自動車運送事業報告規則)

①事業報告書 (ア)

②事業実績報告書 (オ)

ア. 毎事業年度に係るものを当該事業年度の経過後 100 日以内

イ. 前年 10 月 1 日から 9 月 30 日までの期間に係るものを毎年 12 月 31 日まで

ウ. 毎事業年度に係るものを当該事業年度の経過後毎年 5 月 31 日まで

エ. 前年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間に係るものを毎年 5 月 31 日まで

オ. 前年 4 月 1 日から 3 月 31 日までの期間に係るものを毎年 7 月 10 日まで

カ. 毎事業年度に係るものを当該事業年度の経過後 120 日以内